

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 1月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計器設定に関する確認において、水素供給装置の供給圧力変換器について、計器仕様表記載の外部接続図番に誤記が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	主蒸気逃し安全弁用電磁弁の点検時、タグ番号表示に誤記（3箇所）が認められたため、当該タグを交換	D	
3	2号機	非常用予備電源装置検査におけるディーゼル機関非常用停止装置論理回路確認の検査要領書の手順に、一部誤記が認められたため、是正後、検査を再開	D	
4	2号機	主復水器インリーク試験時、復水器（A1・A2）空気抽出弁のグランド封水用フレキシブル配管の接続部よりリークが認められたため、当該配管を交換	D	
5	2号機	残留熱除去系熱交換器（A）ベント弁の開度指示計点検時、指示不良（オーバースケール）が認められたため、対応検討	D	
6	2号機	所内ボイラ（B号缶）給水流量積算計及び記録計において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該積算計及び記録計を点検・修理	C	H20年5月29日再審議にてグレード変更 D → C
7	2号機	活性炭ホールドアップ装置系統入口圧力調節操作において、圧力調整弁に動作不良が認められたため、当該調節器及び弁を点検・修理	D	
8	3号機	計算機室ラインプリンタにおいて、紙詰まりが認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	
9	3号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器（C）淡水側水張用手動弁において、取付方向が逆になっていることが認められたため、対応検討	C	
10	4号機	炉心スプレイポンプ（A）室空調機海水入口弁において、グランド部に海水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	4号機	主蒸気系配管プラグ（定検等停止時使用装置）の点検時、プラグ（1箇所／4箇所）の切離し表示ランプに点灯不良が認められたため、当該表示制御回路を点検・修理	D	
12	6号機	非常用スイッチギヤ室冷却装置用膨張タンクの計装用空気系電磁弁バイパス弁の点検時、弁体当り不良が認められたため、当該弁一式を交換	D	
13	6号機	純水移送ポンプ（B）吸込圧力計において、指示表示面ガラスの外れが認められたため、当該ガラスを取付	D	
14	6号機	搬出物品測定時、搬出基準汚染密度を超える物品（足場材）が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
15	集中環境施設	洗濯廃液処理系洗濯廃液蒸留水ポンプ（A）において、駆動用モータに異音が認められたため、当該モータを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで